

「島原情報マイスター」が利用するソーシャルメディア等の利用に関する運用ガイドライン

（目 的）

- 1 このガイドラインは、島原情報マイスター認定者が、ソーシャルメディア等（次項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用するに当たり、その有効性を十分に活用して市の旬な情報等を発信するために必要な指針を定める。

（適 用）

- 2 このガイドラインは、ソーシャルメディア等のうち、次の媒体で「島原情報マイスター」として情報発信を行う者に適用する。
 - （1）フェイスブック（Facebook）
 - （2）ツイッター（Twitter）
 - （3）ユーチューブ（YouTube）

（基本原則）

- 3 ソーシャルメディアによる情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。
 - （1）島原情報マイスターとして自覚と責任を持った発言を行うこと。
 - （2）当ガイドライン、他に定める運用規定等を遵守すること。
 - （3）個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
 - （4）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等を侵害しないよう十分に注意すること。
 - （5）公序良俗に反する情報発信をしないこと。
 - （6）取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
 - （7）誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
 - （8）利用者とのトラブルが発生した場合は、冷静かつ誠実な対応をすること。
 - （9）不明な点は、市役所担当者に問い合わせること。

（禁止事項）

- 4 ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。
 - （1）法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
 - （2）特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - （3）政治、宗教活動を目的とするもの
 - （4）著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - （5）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - （6）人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク
- (13) 島原情報マイスター認定者以外の者に情報発信させること。

(トラブルへの対応等)

5 トラブル対応

- (1) 書き込み等に誤りがあった場合は、訂正や謝罪の書き込み等を行うなど、誠実かつ速やかな対応を行うこととする。
- (2) 運用規定に定める利用上の遵守事項に抵触する書き込み等を発見した場合は、速やかに削除等の措置を管理者が行うこととする。
- (3) 市は、ソーシャルメディア等の運営が困難と判断した場合は、当該ソーシャルメディア等の運営を停止し、またはアカウントを削除するなどにより運営を終了することとする。

(附則)

このガイドラインは、平成25年12月1日から施行する。